

別表Ⅰ 検査項目（水質基準項目）

番号	項目	基準値	基準51項目	基準49項目	基準39項目	基準37項目	基準9項目	基準8項目	区分
			給水栓A	給水栓B／浄水	原水	原水	給水栓／浄水	原水	
1	一般細菌	100個/mL以下	○	○	○	○	○	○	病原生物
2	大腸菌	検出されないこと	○	○	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	○	○	○	○	-	-	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	○	○	○	○	-	-	重金属
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	○	○	○	○	-	-	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	○	○	○	○	-	-	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	○	○	○	○	-	-	
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	○	○	○	○	-	-	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	○	○	○	○	-	-	無機物質
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	○	○	○	○	-	-	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	○	○	○	○	-	-	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	○	○	○	○	-	-	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	○	○	○	○	-	-	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	○	○	○	○	-	-	有機化学物質
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	○	○	○	○	-	-	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	○	○	○	○	-	-	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	○	○	○	○	-	-	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	○	○	○	○	-	-	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	○	○	○	○	-	-	
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	○	○	○	○	-	-	
21	塩素酸	0.6mg/L以下	○	○	-	-	-	-	消毒副生成物
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	○	○	-	-	-	-	
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	○	○	-	-	-	-	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	○	○	-	-	-	-	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	○	○	-	-	-	-	
26	臭素酸	0.01mg/L以下	○	○	-	-	-	-	
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	○	○	-	-	-	-	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	○	○	-	-	-	-	
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	○	○	-	-	-	-	
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	○	○	-	-	-	-	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	○	○	-	-	-	-	着色
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	○	○	○	○	-	-	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	○	○	○	○	-	-	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	○	○	○	○	-	-	
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	○	○	○	○	-	-	味覚
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	○	○	○	○	-	-	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	○	○	○	○	-	-	着色
38	塩化物イオン	200mg/L以下	○	○	○	○	○	○	味覚
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	○	○	○	○	-	-	
40	蒸発残留物	500mg/L以下	○	○	○	○	-	-	発泡
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	○	○	○	○	-	-	
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	○	-	○	-	-	-	臭気
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	○	-	○	-	-	-	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	○	○	○	○	-	-	発泡
45	フェノール類	0.005mg/L以下	○	○	○	○	-	-	臭気
46	有機物（全有機炭素：TOC）	3mg/L以下	○	○	○	○	○	○	味覚
47	pH値	5.8以上8.6以下	○	○	○	○	○	○	基礎的性状
48	味	異常でないこと	○	○	-	-	○	-	
49	臭気	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	
50	色度	5度以下	○	○	○	○	○	○	
51	濁度	2度以下	○	○	○	○	○	○	

・「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）に定められた水質基準

別表2 検査項目（水質管理目標設定項目）

番号	項目	目標値	水質管理27項目	水質管理25項目	水質管理21項目	区分
			給水栓A	給水栓B／浄水	原水	
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	○	○	○	重金属
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下	○	○	○	
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	○	○	○	
4	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	○	○	○	有機化学物質
5	トルエン	0.4mg/L以下	○	○	○	有機化学物質
6	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	0.08mg/L以下	○	○	○	
7	亜塩素酸	0.6mg/L以下	○	○	-	消毒副生成物
8	二酸化塩素	0.6mg/L以下	○	○	-	
9	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下	○	○	-	
10	抱水クロラール	0.02mg/L以下	○	○	-	
11	農薬類 ※1	検出値と目標値の比の和として、1以下	○	-	○	対象農薬
12	残留塩素	1mg/L以下	○	○	-	臭気
13	カルシウム、マグネシウム等 硬度 ※2	10mg/L以上100mg/L以下	○	○	○	味覚
14	マンガン及びその化合物 ※2	0.01mg/L以下	○	○	○	着色
15	遊離炭酸	20mg/L以下	○	○	○	味覚
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	○	○	○	臭気
17	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	○	○	○	
18	有機物等 過マンガン酸カリウム消費量	3mg/L以下	○	○	○	味覚
19	臭気強度TON	3以下	○	○	○	臭気
20	蒸発残留物 ※2	30mg/L以上200mg/L以下	○	○	○	味覚
21	濁度 ※2	1度以下	○	○	○	濁り
22	pH値 ※2	7.5程度	○	○	○	腐食
23	腐食性ランゲリア指数	-1程度以上とし、 極力0に近づける	○	○	○	
24	従属栄養細菌	2000個/mL以下	○	○	○	微生物
25	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	○	○	○	有機化学物質
26	アルミニウム及びその化合物 ※2	0.1mg/L以下	○	○	○	着色
27	ペルフルオロオクタンスルホン酸 PFOS及びペルフルオロオクタン酸 PFOA	0.00005mg/L以下	○	-	-	難分解性物質

※1 農薬類は、14項目の検査を実施

※2 水質基準項目と重複している項目で、さらに高い水道水の目標値を設定している項目

検査項目（水質管理目標設定項目（農薬類））

番号	項目	目標値	区分
1	1,3-ジクロロプロペンD-D	0.05mg/L以下	農薬類
2	エスプロカルブ	0.03mg/L以下	
3	ジクロロボスDDVP	0.008mg/L以下	
4	ジクワット	0.01mg/L以下	
5	エチルチオメトン	0.004mg/L以下	
6	ダイアジノン	0.003mg/L以下	
7	チウラム	0.02mg/L以下	
8	ピリプチカルブ	0.02mg/L以下	
9	フェニトロチオンMEP	0.01mg/L以下	
10	フェリムゾン	0.05mg/L以下	
11	フェンチオンMPP	0.006mg/L以下	
12	メチダチオン	0.004mg/L以下	
13	メフェナセット	0.02mg/L以下	
14	モリネート	0.005mg/L以下	